

益田市告示第60号

益田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

益田市長 山本浩章

益田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において益田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内で保護した所有者のいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (3) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (4) 耳先カット手術 不妊手術又は去勢手術が既にされていることを識別できるように耳の一部をカットする手術をいう。
- (5) 不妊・去勢手術 不妊手術又は去勢手術をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する費用（当該猫が獣医師による診断の結果、既に不妊・去勢手術を受けていると判明した場合における当該判明に要した費用等を除く。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、飼い主のいない猫に市内で小動物を扱う動物病院において不妊・去勢手術を受けさせ、かつ、当該手術に要する費用を負担したものとする。ただし、営利を目的として手術を受けさせる者及び当該手術について他の団体から助成金その他の補助措置を受ける者を除く。

- (1) 市内に住所を有する個人

- (2) 市内に事務所を有し、及び市内で活動する団体（事務所を有しない団体にあつては、代表者が市内に住所を有するもの）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 市税（法人以外の団体の場合は、当該団体の代表者の市税）の滞納があるもの
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行うもの
 - (4) その他市長が公序良俗に反すると判断する事業を実施しようとするもの（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき8,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき4,000円
- 2 補助対象経費が前項各号の補助金の額に満たない場合の補助金の額は、当該補助対象経費の額とする。
（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、益田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術完了証明書（様式第2号）
- (2) 不妊・去勢手術を受けさせた猫の一覧表（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 不妊・去勢手術を受けさせた猫の手術前後の全身が確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請の期限は、不妊・去勢手術が実施された日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該手術が実施された日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、益田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定等通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の補助金に相当する額について、返還を求めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

